

障がい者就労相談・支援についての相談は

障がい者就業・生活支援センター「ゆい」
 「働きたい」「働き続けたい」と思っている障がいのある人への支援や障がいのある人を「雇用したい」と考えている事業所の皆さんへ雇用支援を行います。
 ●相談日時 平日 午前8時30分～午後5時15分
 ●電話番号 ☎ 0220 (21) 1011

ハローワーク迫（公共職業安定所）
 障がい者の求職相談に応じる専門窓口を設置しています。
 ●相談日時 平日 午前8時30分～午後5時15分
 ●電話番号 ☎ 0220 (22) 8609

現状
 雇用率向上の鍵に
 常用労働者数が56人以上の会社は、労働者数の1・8%に相当する障がい者の雇用が義務となっています。全国や県の障がい者の雇用状況を見ると法定雇用率1・8%に比べ依然隔たりがあり、障がい者の雇用は厳しい状況となっています【表2】。迫共職業安定所によると、迫管内の民間企業の障がい者雇用率は、行政や関係機関、各施設などの相互の努力によって1・98%となり、改善の方向にありますが、さらなる雇用率の向上に向け、引き続き取り組むことが重要となっています。

【表2】民間企業における障がい者の雇用状態（平成22年6月1日現在） 【参考】宮城労働局 Press Release

区分	①企業数	②算定基礎労働者数	③雇用されている障がい者の数				④実雇用率 E÷②×100	⑤法定雇用率達成企業の割合	
			A 重度身体障がい者および重度知的障がい者	B 重度身体障がい者および重度知的障がい者である短時間労働者	C 重度以外の身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者	D 精神障がい者である短時間労働者			E 計 A×2+B+C+D×0.5
全国	71,830社	20,356,456人	88,411人	6,936人	157,816人	2,799人	342,973人	1.68%	47.0%
宮城県	1,124社	226,985人	887人	74人	1,816人	30人	3,679人	1.62%	47.3%
迫管内	32社	5,762人	26人	3人	59人	0人	114人	1.98%	65.6%

②算定基礎労働者数：常用労働者総数から除外率（※）相当数を除いた法定雇用率の算定の基礎となる労働者数
 （※）身体障がい者・知的障がい者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種については、業種ごとに除外率が設定されています。
 ③障がい者の数：重度障がい者については1人の雇用で2人の障がい者を雇用しているものとして計算されます。

特集 障がい者の就職支援を考える

笑顔があふれ 人に優しいまち 登米市を目指して



支援
障がい者の自立に向けた市の取り組み

市では、障がい者自立支援法の施行により、平成18年4月から、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に関わらず、障がいのある人が必要とするサービスを受けられる仕組みを一元化し、より障がい者サービスを利用しやすい環境作りを行っています。
 市で行っている福祉に関するサービスは多様で、「各種手帳の申請窓口」のほか、「医療費助成」や「介護給付」、「訓練等給付」などの障がい福祉サービス、「地域生活支援」、「税の減免」、「就労指導員による就労支援」などがあります【表1】。

皆さんは、「障がい者の雇用」と聞いて何を感じますか？
 障がいのある人と、障がいのない人とが同様に、その能力に応じて、働く機会が平等に得られる社会。市は、そのような社会を目指しています。
 障がい者自立支援法の施行により市が策定した『障がい福祉計画』でも、重点的な取り組みの一つに就労支援を挙げていますが、障がい者の一般就労にはまだ多くの課題があります。障がい者の就労を進めるためには市民の皆さんを始め、地域や団体、事業所の理解と協力が不可欠です。
 今回は、その中でも障がい者の自立に向けた、市内の障がい者就労施設の概要や、その施設で働いている人の感想などを紹介します。

活動
一般事業所への就労を目指して

一口に「障がい者福祉サービス」と言っても、居宅において介護や調理など、生活全般にわたる援助を行う「居宅介護」や、短期間の入所を必要とする障がい者について当該施設で必要な保護を行う「短期入所」（ショートステイ）など、主に介護の支援を受ける「介護給付」、身体機能または生活能力の向上のため、必要なりハビリテーションを行う「自立訓練」（機能訓練・生活訓練）、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行う「就労移行支援」、「就労継続支援A・B型」など主に訓練を中心とした「訓練等給付」と、実にさまざまなサービスがあります。

次のページからは、主に、「就労移行支援」や「就労継続支援A・B型」など、企業への就労に向けた支援事業を行っている、市内の8施設の取り組み、その施設を利用していただく人や指導するスタッフなどの「現場の声」をお知らせします。
【注】
就労移行支援（一般型）
 企業への就労を希望する障がい者に対し、一定の期間、生産活動などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

【表1】市の主な福祉サービス

サービス種類	内容
手帳申請	一定以上の障がいに対しての各種障がい手帳の申請窓口
医療費助成	障がいの状態や要件に応じての費用助成や医療相談
手当	常時特別な介護が必要な障がい者への手当の支給
障がい福祉サービス	在宅介護などの介護給付や職業訓練などの訓練給付
地域生活支援	移動支援や訪問入浴サービス、日中一時支援など
税の減免	住民税や軽自動車税の減免など
就労支援	指導員による就労支援、福祉作業所での作業訓練など

就労継続支援（A型）
 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会の提供や、生産活動などの機会の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
就労継続支援（B型）
 就労経験のある障がい者などに対し、就労の機会の提供や、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

共愛
理解と協力によって人に優しいまちに
 障がい者を支援する制度の整備や、行政や事業所、施設などの関係機関が頑張るだけでは、障がい者雇用の拡大にはつながりません。何より、市民皆さんの障がい者への理解が必要です。
 障がいのある人も、障がいのない人も、ともに地域で生活し、みんなと一緒に幸せになれたら…。
 障がい者に関係する人たちが協力しあい、登米市を「だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまち」そんなまちにしていきたいですね。

【問い合わせ】
 福祉事務所 生活福祉課
 ☎ 0220 (58) 5552